



住宅を新築。購入したみなさんへ

本庄市に定住するあなたを応援します

「定住促進新築住宅取得奨励金」の申請を受け付けます

市では、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、市内に新築住宅を取得し定住した人に対して、一定の条件のもと、**家屋の固定資産税50〜75%分を奨励金として最大3年間交付します。**
※今年度は、平成24年1月2日から平成26年1月1日までの間に建築された住宅が対象です。期間内に忘れずに申請してください。

申請期間 3月2日(月)〜31日

(火)(必着)

※直接持参する場合は、土・日・休日を除きます。

申請書類 申請書、請求書、

契約書の写し(市内建築業者を利用した場合)

※申請用紙は、本制度の該当が見込まれる人に郵送します(2月中旬予定)。その他、企画課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

申請方法 市税を完納後、必要事項を記入のうえ、申請書類を郵送又は直接企画課(市役所3階)へ

郵送先 (住所は記入不要)

〒367-8501

本庄市役所企画課

【制度概要】

対象住宅 台所、便所、浴室

及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので専ら

自己の居住用に使用する住宅(併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの)

対象者 市内に右記の住宅を

取得(新築又は購入)した人で次の①②の要件を満たす人(増改築や中古住宅の取得は除く)

①市税に滞納がないこと

②対象住宅の所在地に住民登録をしていること

交付額 家屋の居住部分の固定資産税額の50%

加算要件

(1)次の①〜③のいずれかに該当する場合は15%を加算

①新築住宅の取得時に市内に転入した人

②生計を一にする中学生以下の子を持つ人

③生計を一にする中学生以下の子を持つ親族と同居する人

(2)市内に本社(個人事業主を含む)のある建築業者から

取得した場合は10%を加算
交付上限額 10万円(1年度当たり)

交付期間 当該住宅の固定資産税を課税された初年度から3年間

※毎年申請が必要です。

実施期間 平成29年度まで

※奨励金の該当の有無など制度の詳細を確認したい場合は、左記へご相談ください。
★企画課 ☎1157

税務署からのお知らせ

★本庄税務署 ☎2111 (自動音声案内)

確定申告は自分で作成してお早めに!



●確定申告相談及び受付期間等について

本庄税務署では、平成26年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告相談及び申告書の受付を2月16日(月)から3月16日(月)まで行っています(土・日曜・休日を除く午前9時〜午後5時)。

上記期間中は、午後2時以降対応する職員が少なくなります。ご相談がある人は、お早めにお越しください。

※確定申告書は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますのでご利用ください。

●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

なお、この場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

また、所得税の確定申告が必要のない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります**のでご注意ください。

国民年金保険料の納付は

「口座振替」が便利でお得です

国民年金の保険料は、次のいずれかの方法で納めることができます。

- ① 口座振替
- ② クレジットカード納付
- ③ 日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、郵便局、コンビニ等の各窓口で納付
- ④ 電子納付（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング）

※口座振替は、一度手続きすれば納め忘れの心配がなく安心です。

「前納」・「早割」制度がお得

国民年金の保険料は月額15,250円（平成26年度）ですが、保険料をまとめて前払い（前納）すると、その月数に応じた割引が受けられるのでお得です。

その中でも最も割引率が高いのは、口座振替で2年前前納する方法で、その割引額は14,800円（平成26年度）です。

また、割引を受けたいけれ

ど、まとめての納付は難しいという人は、口座振替による「早割」をご利用ください。通常、保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末の口座振替（早割）にすると月額50円の割引になります。

口座振替・クレジットカード納付の申込方法

◎口座振替

手続先 金融機関又は年金事務所

用意 年金手帳又は納付書

預（貯）金通帳、通帳届出印

◎クレジットカード納付

手続先 年金事務所（市から年金事務所への取り次ぎもしています）

用意 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑

※口座振替又はクレジットカードで新規に2年前前納、1年前前納、半年前納を申し込む場合（変更する場合も含む）は、2

月末までに手続きをお願いします。なお、2年前前納できるのは口座振替のみです。

（参考）平成26年度 国民年金保険料 割引額一覧

平成26年度		割引額（※1）			
		2年前前納	1年前前納	半年前納	早割
納付方法	口座振替	14,800円 （納期：4月末日）	3,840円 （納期：4月末日）	1,040円 （納期：※2）	50円 （納期：当月末日）
	クレジットカード		3,250円 （納期：4月末日）	740円 （納期：※2）	
	納付書				

※1 割引額は当該年度の保険料額によって変動しますので、翌年度以降は変わる場合があります。
 ※2 納期：前期（4～9月分）4月末日、後期（10～翌年3月分）10月末日

こんなにお得なんだね！



国民年金保険料の納付が困難なときは

学生のため収入がなく保険料を納めることができない人や、失業などの理由により保険料の納付が経済的に困難な人には、次のような制度がありますので、ご利用ください。

○学生納付特例制度

学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると在学期間中の保険料納付が猶予されます。

○免除制度

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料納付が免除されます。（所得額に応じて免除される額が決まります）

○若年者納付猶予制度

30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料納付が猶予されます。

確定申告に必要な

「国民年金保険料控除証明書」が送付されます

平成26年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した人には、「国民年金保険料控除証明書」が2月上旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告の際にご使用ください。

なお、平成26年1月1日から9月30日までの間に納付した人には、11月上旬に送付済です。

★控除証明専用ダイヤル

☎0570-058-555

（IP電話の場合は03-6700-1144）

お問い合わせ先

★市民課 ☎①1114

市民福祉課 ☎⑦1333

熊谷年金事務所 ☎048-522-5012